

平成23年3月28日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 松木 義昭 様

芦屋市教育長職務代行者

管理部長 波多野 正和

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成23年3月25日付け、芦監報第21号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、教育委員会社会教育部美術博物館において、下記のとおり措置を講じます。

記

1 収入事務（監査結果報告書 5（2）ア・イ）

収入があった月の月末に調定を行っていた点について、目的外使用料等の納入通知書を送付する場合は、収入の原因が生じた時に調定を行うとともに納期限を明記します。

納付書の発行に際しては、納入内訳を明記します。

また、収納事務受託者が観覧料等を公金機関に払い込む際、納入者名欄には収納事務受託者名を記載するよう指示しました。

2 収入決裁（監査結果報告書 5（3）イ）

委託事務実績報告書の記載で内訳が不明確な点について、人数や期間等の内訳を明記するよう指示しました。

3 支出事務（監査報告書 5（4））

支払いの手続きにおいて一部に著しい遅れがあった点について、必要書類の督促や注意など適切に対処します。

4 支出決裁（監査報告書 5（5）ア・イ・ウ）

単社随意契約による業務委託の実施起案において業者の選定理由が記載されていなかった点について、記載漏れがないよう適切に処理します。

契約書の締結に際して、契約保証金を免除する場合は、その旨を明記します。

支払条件に関して必要がある場合は、業務仕様書に明記します。

5 その他事務（監査報告書 6 ）

車両管理において「車両使用許可簿兼運行報告書」を作成していなかった点について、芦屋市車両管理規則第5条第4項の規定に基づいて作成し、適正に処理します。

以 上